

令和5年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

令和5年12月12日 (火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名1)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6 議案第71号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
- 第7 議案第72号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第73号 訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第74号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 第11 認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第17 報告第11号 出納検査結果報告について
- 第18 ー 議員の派遣について
- 第10 一般質問

○出席議員（10名）

1番	山田	日出夫	君	2番	渡邊	智大	君
3番	西森	信夫	君	4番	吉野	美香	君
6番	村口	鉄哉	君	7番	谷口	武彦	君
8番	余湖	龍三	君	9番	大野	良弘	君
10番	泉	愉美	君	11番	北川	克良	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	伊田	彰	君
副町長	森谷	清和	君
総務課長	硯見	康之	君
総務課参与	高橋	誠	君
企画財政課長	篠田	康行	君
企画財政課業務監	本庄	朋美	君
町民課長	山田	英知	君
福祉保健課長	坂井	毅史	君
福祉保健課業務監	関口	好子	君
農林商工課長	大里	孝生	君
建設課長	荒沢	直樹	君
建設課業務監	河端	健	君
上下水道課長	森田	繁光	君
会計管理者	今田	朝幸	君
教育委員会教育長	林	秀貴	君
教育次長・管理課長	高橋	治	君
子ども未来課長	伊原	こずえ	君
社会教育課長・図書館長	佐藤	貴裕	君
農業委員会事務局長	今田	和則	君
監査委員	平塚	晴康	君
農業委員会会長	細川	孝雄	君
選挙管理委員会委員長	館山	玲司	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中村	隆広	君
議会事務局書記	奥山	結衣	君

◎開会の宣告

○議長（山田日出夫君） 皆さま、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまから、令和5年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、鈴木地域創生室長から今定例会中の欠席、細川農業委員会会長から2日目の午後から欠席する旨の報告がございました。

◎開議の宣告

○議長（山田日出夫君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（山田日出夫君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（中村隆広君） それでは、ご説明申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が6件、その他、認定が6件、報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、吉野美香君、6番、村口鉄哉君、7番、谷口武彦君、8番、余湖龍三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山田日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（山田日出夫君） 日程第3、伊田町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、議長から行政報告のお許しをいただきましたが、先に本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計補正予算では、化学肥料高騰に伴う農業者に対する支援金、新設メロン用ハウス整備にかかる経費の一部支援など、総額で5,746万4千円の追加補正を提案させていただきます。

次に、条例の改正についてでございます。

町税条例の一部を改正する改正する条例、訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の2本の条例改正を提案させていただきます。

次に、規約の変更についてでございます。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約について提案させていただきます。

次に、人事案件でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案6件の提案をさせていただきますが、議案の詳細につきましては、人事案件を除き、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

本定例議会招集の挨拶といたします。

引き続き、お手元に配付させていただきました行政報告を申し上げます。

教育費指定寄付金について。

去る11月15日、札幌市にお住まいの吉岡高広さまが経営される株式会社吉岡経営センターさまから、訓子府町認定こども園の環境整備のために役立てていただきたいと100万円のご寄付がございました。

吉岡さまのご厚志に心より感謝申し上げ、寄付につきましては、訓子府町認定こども園において、子どもたちの環境づくりの充実に活用させていただくため社会資本整備基金に積み立てることとし、今定例会で補正予算を提案させていただくことを申し上げ、教育費指定寄付金の行政報告とさせていただきます。

○議長（山田日出夫君） ただいまの行政報告については、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって行政報告を終了いたします。

◎議案第75号

○議長（山田日出夫君） 日程第4、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は40ページです。

町長。

○町長（伊田 彰君） 人事案件でございますので、私からご説明いたします。

議案書40ページをお開きください。

議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めにより、本町では川北、川南、市街地からそれぞれ1名ずつ選任しており、そのうち、岩城道尚氏が令和5年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き、岩城氏を選任すべく、今定例町議会に提案させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

岩城氏のご経歴につきましては、議員の皆さまには十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介させていただきます。

岩城道尚氏は、昭和17年2月5日生まれの満81歳、旭町で行政書士をされております。

昭和35年から平成14年までの42年間にわたり町職員として勤務され、税務管財課長、議会事務局長などを歴任されております。

退職後は、町高齢者勤労センター事務局長を2年務められ、現在は行政書士として、町内外で活躍されており、平成14年12月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいております。

なお、任期につきましては、令和5年12月23日から令和8年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ご質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ご異議がございませんようですので、異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第76号

○議長（山田日出夫君） 日程第5、議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書41ページです。

町長

○町長（伊田 彰君） 人事案件でございますので、私からご説明いたします。

議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

先ほど議案第75号でもご説明いたしましたとおり、固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では3名の方を選任しており、そのうち平田康弘氏が令和5年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き、平田氏を選任すべく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

平田氏のご経歴につきましては、昭和39年10月20日生まれの満59歳。清住にお住まいでございます。

昭和60年に北海道立農業大学校を卒業後、家業の農業に従事され、現在に至っております。この間、平成元年度に訓子府町青年団体連絡協議会会長、平成28年1月から令和4年3月まで農民連盟の書記長、平成31年4月から訓子府町広域環境資源保全会の会長、令和4年4月からはJAきたみらい農業組合理事としてご活躍をされております。

なお任期につきましては、令和5年12月23日から令和8年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって討論を省略し、直ちに採決することに決定いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第6、議案第71号、日程第7、議案第72号、日程第8、議案第73号、日程第9、議案第74号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第71号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第71号の説明になります。議案書の1ページをお

開きください。

それでは、議案第71号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）について提案説明をいたします。

令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ5,746万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ51億1,497万円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条は、地方債の補正について定めております。

2ページの下の方、第2表 地方債補正は、今回の補正に伴い変更するもので、起債の目的は、農業水路等長寿命化・防災減災事業です。補正の理由ですが、新井山川改修工事の事業量の増に伴う事業費の増によるものでございます。

左が補正前で右側が補正後の限度額となっており、限度額を200万円増の700万円とするものでございます。

ここで、10ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和5年度末の現在高見込額は48億6,564万3千円となっております。

続きまして、事項別明細書の説明になります。まず、歳出の方から先に説明させていただきます。5ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、情報管理事業の委託料では、情報システム標準化・共通化のシステム移行について、移行期限である令和7年度に作業が集中することから、作業の分散を目的に前倒して進めるよう国の方針が示されたことから、当初令和6年度に実施予定であった業務を今年度を実施するため121万1千円を追加。

事業区分、各種基金積立金の積立金、社会資本整備基金積立金では、教育費指定寄付があったことから100万円を追加。

下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業、その下の3目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業のそれぞれ償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金は、令和4年度分の補助金額の確定により返還金が生じたことによるものでありますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業が36万8千円の計上、児童手当支給事業は439万4千円の追加となっております。

次のページの4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、保健衛生一般事業の扶助費では、国が先進技術として告示している不妊治療について、国において保険適用になるまでの間、現在、保険適用とされている特定不妊治療と併用して実施した場合に限り、治療費と交通費の一部を北海道と町で助成するもので、3件分を見込み、不妊治療等助成（先進医療）12万6千円を計上。

2目、予防費の事業区分、予防接種事業の委託料では、新型コロナワクチンとHPVワクチン予防接種の接種歴の副本登録追加のため健康管理システムのシステム改修業務とし

て49万7千円を計上。

その下の表の6款、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業振興対策一般事業の報酬では、経営所得安定対策事業にかかる畑地化促進事業対応に伴う事務の増により時間外勤務として、会計年度任用職員37万1千円を追加。

なお、この補正に伴う給与費明細書を11ページに記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思ます。

事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金の化学肥料高騰対策支援金は、原材料の多くを海外の輸入に依存している化学肥料が近年の国際環境の影響で肥料価格が高騰し、農業経営を圧迫しているため支援するものでございます。対象肥料は、令和4年6月から同年12月31日までに1トン以上発注し、令和5年5月31日までに納品を受けた化学肥料とします。対象数量は6,962トンを見込み、補助率は1トン当たり3,125円とし2,175万7千円を計上。

畑地化促進事業補助金では、水田を畑地化し畑作物の本作化に取り組む支援のうち、水利権を放棄して土地改良区を脱退する際に支払わなければならない決済金を国が肩代わりをするもので、18名の事業取組者が確定したことから407万3千円を計上。

たまねぎ振興会設立60周年記念事業費補助金では、当該振興会の記念事業に対して5万円を計上。

メロン振興事業補助金では、新規でメロン用ハウスを整備し、現状の作付面積により増加させる場合に対して、新規ハウス施設整備の一部を支援するもので189万4千円を追加。

新規就農者等支援助成金では、町内在住の農業者の親族などで農業経営の担い手となるため150日以上従事した者に1人につき20万円の祝い金を交付するもので、5経営体に交付するため100万円を追加。

事業区分、環境保全型農業直接支払交付金事業の負担金、補助及び交付金の環境保全型農業直接支払交付金では、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む団体等に交付する交付金で、カバークロープと有機農業の取り組みに対して1団体が確定したことから542万3千円の計上。

5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業水路等長寿命化・防災減災事業の工事請負費の新井山川長寿命化・防災減災工事では、次年度実施予定の工事部分の補助金が今年度確保できたことに伴い、前倒しで実施することにより、事業費が増となり800万円を追加。

6目、農業交流センター費の事業区分、農業交流センター等管理運営事業の備品購入費では、20年以上使用した加工室のミキサーが経年劣化に伴い、買い替え交換が必要となったことから、施設用備品222万5千円を計上。

7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の備品購入費では、既存のブロードキャスターが老朽化により更新が必要になったことから、牧場作業機械356万4千円を計上。

その下の表の7款、1項、1目、商工総務費の事業区分、商工一般事業は、歳入補正に伴う財源補正でございます。

次のページの上段の表、10款、2項、1目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業の需用費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた学校教育活動の継続のた

め必要な換気対策をするもので、訓子府小学校に2台のサーキュレーターを設置するため消耗品費3万3千円を追加。

備品購入費では、空気清浄機を訓子府小学校に2台、居武士小学校に1台設置することから校具等備品33万円を追加。

中段の表の10款、3項、1目、学校管理の事業区分、学校管理一般事業も小学校費と同様の理由でございます。

需用費では、訓子府中学校にサーキュレーターを1台設置するため1万7千円を追加。

備品購入費では、空気清浄機を訓子府中学校に1台設置することから校具等備品22万円を計上。

次のページの10款、5項、2目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の委託料では、公民館の変圧器交換にあたり変圧器内のトランスに低濃度PCB廃棄物が含有されていることが判明し、その処分を速やかに行う必要があることからPCB処理業務9万1千円を計上。

次に、3ページに戻っていただき、歳入になります。

まず、一番上の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、情報システム標準化・共通化業務にかかる補助で歳出同額の121万1千円の追加。

5目、教育費国庫補助金の1節、小学校費補助金18万円と2節、中学校費補助金11万8千円は、それぞれサーキュレーターと空気清浄機購入にかかる補助を計上。

その下の表の15款、2項、3目、衛生費道補助金の不妊治療等事業補助金は、不妊治療等助成（先進医療）のうち道負担分の6万2千円を計上。

その下の4目、農林水産業費道補助金の農業費補助金の畑地化促進事業補助金は歳出同額の407万3千円を計上。

農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金では、新井山川長寿命化・防災減災事業の事業量の変更に伴いまして584万円を追加。

環境保全型農業直接支払交付金は、歳出で説明いたしました事業の取り組みに対するもので406万6千円を計上。

地域づくり総合交付金は、農業交流センター加工室のミキサーおよび共同利用模範牧場のブロードキャスター更新に伴い220万円を計上。

6目、商工費道補助金の消費者行政強化事業補助金は、消費者問題解決能力強化に関する取り組みに対する経費の補助で、消費者啓発パンフレット購入経費に充当予定であることから10万円を計上。

次のページの上の表の17款、1項、4目、教育費寄付金では、1件の寄付がありましたことから100万円の追加。

中段の表の19款、1項、1目、繰越金では、予算の財源調整として前年度の繰越金3,661万4千円の追加。

下の表の21款、1項、2目、農林水産業債の農業水路等長寿命化・防災減災事業債（過疎）は、新井山川長寿命化・防災減災工事の事業費の増に伴う起債借入の増で200万円の追加。

最後に、別に配布しております資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込

みをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算による基金積立を行った後の一般会計の基金保有高見込みにつきましては、右側の下から4行目にありますように39億4,181万9千円となっております。

資料2では、一般会計補正予算に係る投資的経費の資料となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

申し訳ございません。ちょっと説明に訂正がございました。

ページ、8ページの10款、3項、1目、学校管理費でございます。事業区分、学校一般管理事業の備品購入費ですけれども、訓子府中学校に空気清浄機を「1台」というふう
に申しましたが「2台」ということで訂正させていただきます。

以上、令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第72号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書では12ページです。

町民課長。

○町民課長（山田英知君） それでは、議案第72号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律などが公布されたことに伴いまして、所要の改正をしようとするものでございます。

改正する税目につきましては、国民健康保険税となりまして、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する場合、産前産後の保険料を一定期間減額するというものでございます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

改正条文は、13ページから14ページまで記載しておりますが、説明につきましては、15ページの概要資料をご覧いただきながら行わせていただきたいと思います。

今回は2項目の改正となりますが、まず項目1につきましては、国民健康保険税の減額にかかるもので、第163条第3項を追加いたします。

内容としましては、被保険者が出産する場合、産前産後期間の経済的負担の軽減のため、出産被保険者にかかる所得割額および均等割額の12分の1の額に当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額いたします。

産前産後期間としてどれくらいの期間の分が減額になるかといいますと、記載のとおり単体妊娠の場合、出産するお子さんが1人の場合につきましては、出産月を基準に前月、翌月、翌々月までの合計4か月分を減額いたします。

つまり、出産される方の分の所得割額と均等割額は、4か月間免除することとなります。

また、多胎妊娠の場合、お子さんが双子以上の場合につきましては、出産月の3か月前から翌々月までの合計6か月分が減額となり、単体妊娠より2か月分多く減額となります。

施行日につきましては、令和6年1月1日となりまして、1月分の保険税から適用となります。

項目2につきましては、出産被保険者に係る届け出に関するもので、第164条の3を追加いたします。こちらは減額を受ける場合の届け出に関するものでありまして、届け出の内容や添付すべき書類などについて規定しております。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第73号 訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（森田繁光君） 議案書、16ページをご覧ください。

議案第73号 訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和6年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、下水道事業の設置とその経営の基本事項について定めるものであり、所要の条例改正を行うものでございます。

訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和59年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下につきましては、改正本文は17ページから20ページまで載せてございますが、21ページからの新旧対照表によりご説明させていただきます。

21ページをお開きください。

左側が改正案、右側が現行であり、それぞれ下線部分が今回の改正部分となります。

この改正は、既に法適用をしている水道事業に合わせて、下水道事業を法的化することに伴い、共通の条例とすることとし、地方公営企業法第4条の規定に基づき、水道事業および下水道事業の設置等について必要な事項を定めるため、この条例の題名を「訓子府町簡易水道事業および下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条第1項で、簡易水道事業の設置について規定しており、同条第2項では、農業用排水の水質の保全、生活環境の整備および公衆衛生の向上に資するため、農業集落排水事業および個別排水処理施設整備事業を行う下水道事業を設置する旨を新たに規定してございます。

第2条では、地方公営企業法の適用について、法の全部を適用させる事業に「簡易水道事業及び下水道事業」を加え、以降、各条文の対応として、略称規定にて上下水道事業を新たに加えてございます。

第3条第1項では、上下水道事業の経営に関する基本事項を規定し、同条第2項では、簡易水道事業の経営規模について規定。

第3項では、農業集落排水事業の経営規模を新たに規定。

第4項では、個別排水処理施設整備事業の経営規模についても新たに規定を定めてございます。

第4項以降の各条文については、上下水道事業の共通な事項を規定するため、第4条から第8条の各条文中、水道事業、上下水道事業に改め、第4条第2項では「水道事業の管

理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めております。

この条例は、上下水道事業の共通の条例であるため、この表現に改めてございます。

次に、第6条中、地方自治法「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改めておりますが、これは地方自治法の一部改正による条ずれの修正により改正を行うものでございます。

附則の次に、条例第3条第3項第1項中の別表として農業集落排水施設の名称、位置および区域を表として新たに追加してございます。

では、18ページに戻っていただき、附則にありますように、第1項では、施行期日を決めており、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

附則第2項から附則第4項までは、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、企業会計とすることから、首長部局の関係条例についての廃止および一部改正を行うもので、附則第2項、訓子府町特別会計条例の廃止については、地方自治法第209条第2項の規定により設置していた特別会計は下水道事業特別会計のみでしたので、この特別会計条例は廃止いたします。

附則第3項では、訓子府町事務分掌条例の一部を改正するもので、町長の権限に属する設置および事務分掌について、下水道事業の法的化により、第1条設置および第2条の事務分掌の上下水道課にかかるものを削る一部改正となっております。

附則第4項では、町職員定数条例の一部を改正するもので、現行の下水道事業職員1名を企業職員とすることから、第1条第1号の町長の補助職員を82人から81人に、同条第5号の企業職員を4人から5人に改正するものでございます。

次に、附則第5項から附則第11項までは、水道事業および下水道事業に関わる条例の一部改正となっておりますが、主な改正としまして、管理者の権限を行う町長の明確化と字句の改正となっております。

附則第5項で訓子府町上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正するものでございますが、上下水道事業の共通の条例であることから「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、以下、略称規定にて「管理者」とし、以降、各条文中「町長」を「管理者」に字句改正を行うものでございます。

附則第6項および附則第7項では、水道事業の管理者の権限の事務についての条例であり、附則第6項で、訓子府町簡易水道事業給水条例、附則第7項で、訓子府町水道拡張整備事業受益者分担金徴収条例の一部改正となっておりますが、まず「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、以下、略称規定にて「管理者」としております。

また、以降、各条文中「町長」を「管理者」に字句改正を行うものでございます。

附則第8項から附則11項までは、下水道事業の管理者の権限の事務についての条例であり、附則第8項では、訓子府町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、設置等に関する事項を除く農業集落排水施設の管理に関する事項を改正しようとするもので、この条例の題名を「訓子府町農業集落排水施設管理に関する条例」に改め、第3条および第4条ならびに別表は、この本則で新たに規定したため削除しております。

次に「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、以下、略称規定にて「管理者」としており、以降、各条文中「町長」を「管理者」に字句改正を行うものであ

ります。

なお、附則第10項、訓子府町個別排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部改正についても同様の改正となっております。

附則第9項では、訓子府町農業集落排水事業受益者分担金条例の一部を改正するもので、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、以下、略称規定にて「管理者」とし、以降、各条文中「町長」を「管理者」に、第5条および第7条ならびに第13条中の「規則で」「規則の」をそれぞれ「管理者が」に改め、第14条中「規則で」を「別に」に字句改正を行うものでございます。

また、附則11項、訓子府町個別排水処理施設整備事業受益者分担金条例の一部改正についても同様な改正となっております。

以上、議案第73号 訓子府町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第74号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書39ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書39ページになります。

議案第74号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約の変更につきましては、下の説明にありますようにオホーツク町村公平委員会の共同設置地方公共団体長を大空町長から興部町長に変更することに伴う変更でございます。

記以下についてご説明いたします。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約。

オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1項中「大空町（以下「共同設置団体長たる地方公共団体」という。）の長」を「興部町（以下「共同設置団体長たる地方公共団体」という。）の長」に改めるものでございます。

なお、この共同設置地方公共団体長につきましては、7年をめぐりに調整することとしており、現在の大空町長は平成29年4月1日から務められているものでございます。

附則でございます。

この規約は令和6年4月1日から施行する旨、規定してございます。

以上、議案第74号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで10時30分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（山田日出夫君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（山田日出夫君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため暫時休憩とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題および日程第17、報告第11号ならびに日程第18、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題および日程第17、報告第11号ならびに日程第18、議員の派遣についてを先に審議することと決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（山田日出夫君） この際、日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。議案書では42ページから53ページにわたります。

本案は、令和5年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により「決算審査特別委員会」に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものであります。

会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

3番、西森決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（西森信夫君） ただいま、議長からご指示がございましたので、令和4年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

令和5年9月13日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の

結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、10月24日から30日までの5日間にわたり、閉会中の継続審査として特別委員会を開催し付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行に関わる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて内容を聴取いたしました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては、省略いたしますが、10月29日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第5号」までの5会計の決算はいずれも「原案のとおり認定すべきもの」また「認定第6号」については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントや研修、会議、行事が中止、縮小となり、それらの影響も聞きながら不用額や減額補正の説明をいただき審査をいたしました。

決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思っております。

1. 歳入では、一つ、税および使用料などの徴収に職員の不断の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることをお願いをいたしたい。

二つ、重複滞納者の生活実態にも配慮しながら、引き続き関係課が連携体制を取り効率的な徴収に努めていただきたい。

三つ、町の施策の実施にあたり、財源確保に向けて補助金などを最大限に取り込むため、国や道の動向把握に努めていただきたい。

2. 歳出では、一つ、介護や医療、在宅福祉サービス、高齢者バス、ハイヤー利用サービスなどの福祉の各種事業は、引き続きサービス利用促進に向けた周知方法を工夫し、的確な制度活用となるよう努めていただきたい。

二つ、町の活性化につながる産業振興に対する補助事業は、移住定住も含め各関係団体と協議しながら、その効果が発揮できるように事業の継続をお願いしたい。

三つ、水道事業では、厳しい財政状況ではあるが、重要なライフラインとして老朽管の更新や有収率向上など「水道ビジョン」の着実な推進をお願いをいたしたい。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員の努力は、十分に評価できる所です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方の財政悪化は避けられず、地方交付税の変動要素も大きく財源確保が不透明となる懸念がありますが、今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、地域おこし協力隊のような国の交付金を活用した事業を積極的に取り入れ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

また「第5次行政改革大綱」に基づき「財政健全化」と「まちづくり」の両面を見据えた行財政運営を望みます。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 令和4年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 令和4年度訓子府町水道事業会計剰余金

の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

○議長（山田日出夫君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号まで、令和4年度決算審査特別委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり認定第1号から認定第5号までについては「原案のとおり認定すべきもの」とし、認定第6号については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55号ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑をすることを許します。

はじめに、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。以上をもって、質疑を終了といたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

委員長報告のとおり、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、認定することに、また、認定第6号については、可決及び認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも認定することに、認定第6号は、可決及び認定することに決定をいたしました。

◎報告第11号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第17、報告第11号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書は54ページです。

事務局長に報告を朗読させます。

○議会事務局長（中村隆広君） 議案書の54ページをお開き願います。

報告第11号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和5年12月12日提出

訓子府町議会議長 山田日出夫

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年10月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

令和5年10月10日

訓子府町監査委員 平塚晴康

訓子府町監査委員 村口鉄哉

次のページ、55ページから57ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、58ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年11月13日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 山田日出夫 様

令和5年11月13日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 村口 鉄哉

次のページ、59ページから61ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただきました12月分の出納検査結果報告についてご説明申し上げます。62ページになります。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和5年12月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 山田 日出夫 様

令和5年12月11日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 村口 鉄哉

次のページ、63ページから65ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

◎議員の派遣について

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ただいま、議決しました議員の派遣の件で、後日、変更のあった場合、その決定については、議長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

したがって、後日、変更等があった場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

少々時間に余裕がございますけれども、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時から一般質問を行いますので、ご参集を願いたいと思っております。

休憩 午前10時49分

再開 午後 1時00分

○議長（山田日出夫君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（山田日出夫君） 日程第10、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

3番、西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。通告書により一般質問をいたします。

町民の日常生活支援は。

日々報道される生活物資の値上げと交通費、燃料などの高騰に、町民は各個人の節約術などにより、やりくりしている現状となっており、国では経済対策関連費として13兆円の補正予算が成立しました。

本町でも町民の生活支援として、各種助成や支援策を講じています。

そこで、町民の日常生活の困り事対策について、町長にお伺いいたします。

1、買い物難民と呼ばれる高齢者、障がい者、車を持たない町民の移動など町民のニーズに応える方策は。

2、以前も一般質問で伺っておりますドラッグストアの誘致に関する情報と将来の考え方は。

3、町が示した高齢者世帯「置き雪除雪」事業を実施する町民周知への方法は。

お伺いいたします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「町民の日常生活」につきまして、3点のお尋ねがございました。

1点目に「買い物難民と呼ばれる高齢者、障がい者、車を持たない町民の移動など町民のニーズに応える方策は」とのお尋ねがございました。

いわゆる買い物難民は「高齢者や単身世帯の増加、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人たち」とされております。

全国で買い物が困難な方への支援・対策が実施されておりますが、その取り組みは大きく、次の四つのパターンに分けられます。

一つ目は、買い物に困っている人の居住地にお店を作る。二つ目は、お店への移動手段を提供する。三つ目は、注文した商品を自宅まで届ける宅配。四つ目が、トラックなどの移動型店舗で地域を巡る移動販売です。

外出ができる方から、家庭内での日常生活に困難が伴う方まで、身体の状態によって買い物等の支援内容は、異なりますが、主に「自宅の近隣であれば外出できる」「外出が苦痛またはやや困難が伴う」身体状態の方への、本町の買い物等の支援を挙げますと、民間企業の独自サービスとして、宅配や移動販売が行われております。

また、町においては、買い物以外にも不便を感じている可能性が高いことから、買い物支援に特化して位置付けたものではなく、日常的な移動の手段の支援として、障がいを持つ方につきましては、対象者の基準に基づき「重度心身障害者交通助成事業」と「障害者

外出支援サービス事業」さらに75歳以上の全町民に対して「高齢者ハイヤー利用サービス」といった移動手段の支援を実施しており、現状、行政と民間企業のサービスの両方から、買い物等の支援をカバーしております。

今後におきましても、事業等のニーズの把握につきまして、全庁的な情報共有に努めながら対応を図ってまいります。

2点目に「ドラッグストアの誘致に関する情報と、将来の考え方」についてお尋ねがございました。

ドラッグストアにつきましては、町内の買い物環境向上や利便性向上など町民からのニーズも高いと認識しており、私の町長就任にあたっての公約の一つでもあります。

全国的には大手ドラッグストアの店舗は都市部において、飽和状態となっており、地方へ目を向ける動きもございますが、人口減少が進む中で、収支黒字を図ることが難しいことから、出店地域と連携し、一体となった中で店舗を出店するケースが多く見られるところでもあります。

近年では、オホーツク管内の複数の自治体において、主に道内で経営展開しているドラッグストア事業者が出店しているようですが、土地の提供複合施設の建設、運営補助金の交付など自治体が大きく関わっており、自治体の大きな財政出動とともにドラッグストア事業者および地元住民のニーズを初め、商工会や事業者などとの合意形成が図られ、店舗出店に至ったものであると推察されます。

本町につきましては、民設民営方式によるドラッグストアが設置されることが最善であると考えておりますが、道内で経営展開しているドラッグストア事業者が本町において出店する可能性については、商圈規模などから民設民営方式では採算性が悪く、単独での店舗出店は困難な状況にあると聞いております。

本町では現在、商工会や町内で小売業を展開する事業者などから意見を聞くなど、市販薬の販売機能の設置に向けて模索しているところであり、今後、他の自治体の事例や、道内のドラッグストア出店の動向などを見極めながら、市販薬の販売機能の設置に向けて、どのような関わり方が最適であるかなど、必要に応じて町内事業者や町民などとの合意形成を図りながら、俯瞰的な視点を持って慎重に検討していくことが重要であると考えているところであり、その方向性を導くためには、一定の期間を要することをご理解いただきたいと思っております。

3点目に「町が示した高齢者世帯『置き雪除雪』事業を実施する町民周知への方法は」とのお尋ねがございました。

「置き雪除雪事業」は、新雪除雪時に除雪車で民地側に寄せた「置き雪」が固く重くなることから、80歳以上のみで構成される高齢者世帯を対象として、入口前3m程度の「置き雪」を町の委託業者で撤去するサービスで、令和3年度より施行してきたところでございます。昨年度の実績といたしましては、17件の申込世帯があり、6回実施をしたところでございます。

今年度より対象世帯を75歳以上に引き下げて実施することとしており、広報のほか、町内会にも協力をいただき、周知を行っているところであり、昨年度と比較しますと申込件数で14件増の31件となっている状況でございます。

今年度より本格稼働する事業ではありますが、今後も町民への周知に努め、実施してまい

りたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） ただいま、町長から回答いただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

昨年のちょうど1年前になりますが、12月の定例会で、私は「物価高騰対策について」という一般質問をしたわけでありますが、町長も昨年から見ると町長も変わりまして、1年経過したという中で、物価高は一向に収まっておりません。今回の質問もそういうことで町民の日常生活について伺いたいということで今回質問になりました。回答いただきましたが何点か再質問をいたします。

買い物難民の回答をいただきましたが、町民の高齢化、それから単独世帯の増加、それから流通機能や交通網の弱体化ということで回答いただきましたが、非常に75、高齢者になりますと、車の免許を返納するという方が増えてきてまして、車を持たない町民も徐々に増えてきたという中で、買い物に行きたいんだけど、やっぱり足がない。車がない。同じ町内にスーパーはあるんだけど、町内まで歩いて行ったら半日かかるんだというようなお年寄りもいます。そんな中で先般、北海道新聞、これ11月18日付の北海道新聞に訓子府の記事が載ってました。訓子府町の課題、町民が議論したということで、この中に「ほっとなまちをつくり隊」というサークルがあるんですが、その中のある会員の方がスーパーまでの移動が大変だ。買い物難民が多い。それから個別配送はあるんだけど、それも利用できないというような、これは町民の生の声であります、非常にそういうものが寄せられているという中で、なぜ買い物難民と呼ばれる人たちが発生するか回答はいただきましたが、ただ単純に高齢化なのか、障がい者、車を持たない人がいるから、買い物難民が増えているのか、それだけではないような気がするんですが、そこら辺の所見があればお伺いをしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、買い物難民の関係で、実態としてどのぐらいの規模であるかというところでいくと、まちづくり推進会議の中で議題の一つとして挙げさせていただいて、北海道新聞で記事として取り上げられた部分でございます。

そういった意味では、1答目の回答の中でもお話というか回答させていただきましたけれども、基本は町としては75歳以上の高齢者のハイヤーサービスによって300円で町内どこでもいけるというところで一応リカバリーをしてほしいというところでございます。そういった意味では、議員がおっしゃるところの、どこがまた別な理由があるのかというところで申し上げますと、ちょっと私の方としては、どんだけのところを捉えて、そういった話題になってるかということも含めてですね、どうしてもうちは一つスーパーマーケットでございますので、そういった意味では「そこがなくなったときどうするんだ」というような論調の話の内容もあつたようにお聞きしてますんで、そういった意味では、よりですね、これ周知の問題とのはずごくPRの問題というのがあるんですけども、高齢者ハイヤーサービスが300円でできるようっていうことと、どうしても一定程度高齢の方、免許返納された方等々については、やっぱり時間はたくさんあるんですけども、すぐやらな

きやならない。そうするとハイヤー呼ぶと、うち2台で回ってますんで、ちょっと時間的に少しかかるかなっていうのもあって、そういった部分がちょっと時間の使い方として、もうちょっと余裕を持って使ってほしいというかそういうことがなかなかできない部分もあるのかなというのがちょっと今の感想です。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 町長から答えいただきましたが、確かに300円で町内乗れるというハイヤーを行政が用意をしていただいて、非常にそれを町民がフルに活用しているところは非常にいいことと良いことだと思います。そのおかげで、買い物にもハイヤー、タクシーで行けると、それは町民が非常に好評な評価をしていただいているというふうに思います。

ただですね、今、町長も言われたように、ハイヤー2台、訓子府町民に対してのハイヤー2台というのは、待てど暮らせど、もうちょっと待って、もうちょっと待ってという話と、今日はもういっぱいだから少し時間をおかないと行けませんということで、買い物に行けませんでしたという町民もいる。これはやっぱり足が自分で歩いて行けない。そして、ハイヤー頼んでもハイヤーがなかなか来てくれない。順番で乗り合わせて行けばいいのかもしれないけども、近所で行く人がいるのかどうかも分からないという中で、なかなかハイヤーもつかまらない、頼んでも来てくれないという中では、これ訓子府に住んでても、やっぱり日々の買い物すら自由にできないということになると、やっぱり非常にお年寄り、それから障がい者、それからひとり親世帯、お母さん1人で子どもを預かってるような方々も「やっぱりハイヤーは足りないですね」とはっきり私らにも言われます。これを何とかしなきゃ駄目でしょうという言われ方もされますが、このハイヤーの件に関して、どのような考えを持っているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ハイヤーの関係でございます。過去に最初の初乗り運賃のみで負担をとということで、一番最初の頃は動いてた部分がございまして、そういった意味では、市街地の方がより利用しやすいようにということでバスと同じ300円にしたという経過がございます。

ただ、その段階で、ギリギリ切り替えの段階で1台、ハイヤー会社からは減らすという減少するというような話もちょっと出てまして、そういった意味では、ハイヤー会社の経営上の問題もございます。

今、多分、町費の部分でいくと、ハイヤー会社というか、ハイヤーの補助が1千万ぐらいになっておりますので、その他、乗車の回数掛ける300円がハイヤー会社の収入になろうかなというふうに思います。そういった意味では、タクシー会社も来年2024年問題という運転手さんの不足の部分で、たまたま先日、乗車すると新しい運転手さん、訓子府出身の方なんですけど、新しい運転手さんが確保できてるかなというところもございません。

そういった意味では、より利用回数が増加するとともに民間事業者ですので、それに対応すべき部分は出てくるのかなっていうのは。現在は3台で動いてるんですけど、どうしても日中1台は福祉の介護系の北見への送迎で、ほぼそちらに使われてる。病院への送迎なんですけどね。それで使われてるということで、そういった意味からいくと、もう少し

タクシー会社とも少し協議をしながら進めていかなければならないかなという課題だと思っております。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） これ毎日の、やはり町民の買い物ということに関しては、物価がやっぱり昨年から見ると、今年も全て上がったわけですね。今年の5月には824品目値上げされて、コーヒー豆においては25年ぶりに値上げされたという報道もされて、年明けも多品目の値上げが予定されているという報道があったりしてるわけです。それを受けてやっぱり町民は少しでも安いとき、チラシの入った早くにスーパーに行って買い物したいという、これは当然の動きになろうかと思えます。そのときにやはりタクシーがない。頼んでもすぐ来れないという現状があるとするならば、やはり何とかしてもらえないだろうかという声は上がるのは当然かなと思えます。

近隣を見たときに、隣の置戸町がデマンドタクシーやなんかをかつて利用してたんですが、置戸町もやはりタクシー、訓子府のようにタクシーに助成をしてやりたいんだというような報道がされていましたが、訓子府町がやっぱりタクシー補助を出して300円で乗れるというこれは非常にいいことだなというふうに思います。

それで先ほど町長言われましたように、タクシー会社にできる限り今3台で動いているところをやっぱりもう1台ぐらい時間制限があってもいいから、今よりはもうちょっと使いやすいようなタクシー利用ができるような方策をとっていただきたいというような要請はやっぱり本町のタクシー会社にしていただけないかというふうに思います。先ほど町長が言ってましたから、多分してくれるんじゃないかと思うんですが、町長の考えひとつお願いします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、タクシーの増車についてということで、そういった意味では置戸町の事例も出されておりましたけれども、本町も同じ経過、デマンドは試行ですけど、タクシーの前にやった。どうしても軒先まで来てほしいというのが、住民の願いだったのかなっていうのが今、改めて思ってます。

それで増車の関係ですけども、これなかなか民間事業者なんで、うちから1台分うんぬんということにもならないかなというふうに思っておりますので、そういった意味では、タクシーの利用の状況も含めてですね、事業者の方とちょっとヒアリング等々も交えてですね、どんな利用形態のなのかということもちょっと分析をした中でですね、ちょっと事業者の方と連携して対応してまいりたいと思っております。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） ぜひお願いをしたいと思えます。今、町長と協議した話し合ったようなことをできれば町民に分かるような周知をしていただければなというふうに思えます。

また、タクシーだけに頼るんでなくて、やっぱり買い物に行くときに隣組ではないんですが、自助、公助、共助の方策で、やっぱりともに、やっぱり人は隣の人が困ってれば、助け合って買い物に行けるようなシステムを必要ではないかなというふうに思えます。

これらを含めて、やっぱり町のお知らせの段階で、PRしていただければなというふうに思えますので、買い物難民に関しては一つよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、2番目にドラッグストア、これの回答をいただきました。

このドラッグストア、これに関しましては、前町長の菊池町長のときに一般質問をしておるわけですが、その町長の話によるとぜひ訓子府にある薬局、東町薬局のどっかをドラッグストアにできないかという交渉もしますのではという話があって、町民にしてみれば訓子府クリニックの横にできるのかなという淡い考えを持っている町民の方がいまして、いつ頃できるのという問い合わせも何人かから聞いたんですが、この件について町側が東町薬局と話した経過があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、ドラッグストアの関係でご質問いただきました。基本的にですね、前町長から釧路の東町薬局の母体にはお話はしていると思います。私、就任以来ちょっと、まだそちらの母体とは接触を取れている状況にはないというような状況が今のところあります。そういうことも含めて、対応していきたいかなというふうに思っております。まだガチガチに決めた部分ってございませんので、ただ、うちの小売やってる今シティマートさん、北雄ラッキーさんとニコットさん、そこには8月に、ちょっと社長さんと面会含めて、お話には行った経過があります。そういった意味では、いろいろな部分で対応というか、いろんなさまざまな部分を拾いながら進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 今、町長から、次に再質問しようかなということをお答えされましたが、町民からの要望が非常にドラッグストアに関しては多いんですね。特に若いお母さん方からは子ども用の紙オムツだとか、子ども用の医薬品、それから一般の風邪薬、湿布薬、目薬、日常に使う薬品、病院に行きたいんだけど行く暇がなくてちょっとしたそのドラッグストアで買いたい。それが1回北見まで行かないと買えないという状況にある。何とかしてもらえないでしょうかという声をいただいております。

先ほど町長が言われたように訓子府にあるニコット、シティなどの店舗の社長あたりに話していただければなというふうに思ってたわけですが、町長の話によると打診をしているという話ですので、ぜひともそれを進めていただきたいと思いますというふうに思います。

私も東町薬局に心配で経過ちょっと聞かせてほしいということで行ったわけですが、東町薬局の担当の方、薬剤師さんなんですが、国の助成金、補助金などを使って設置できるかどうか検討してみたいという話が前町長のときあったんですよねという話がありました。それでそれきりになってしまいましたということで、現状どうなんですかと聞いたところ、今の状態ではまず無理です。スペースがありませんということで、ドラッグストアの物を置くスペースがないということです。また社長が釧路の方で、沢薬品さんということで、社長に聞いてみないとよくわかりませんが、聞いてみますかということでしたが、いや議会が終わってからまたお伺いしますということで帰ってきました。

どちらにしても東町薬局は開店していただけるのかスーパーに置かせていただけるのか、町民はやっぱり毎日の生活の中で困ってるわけですから、何とか方策を見出さなきゃなんなというふうに感じておりますが、可能性としてどちらを進めていくか、両方同じように話をしていくのか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、東町薬局の部分のお話がありました。そして方向性どうするんだということもございました。そういった意味では、東町薬局の敷地の状況を見ると、あそこに増築することはなかなか難しいかな。後ろ候補地が住宅というかですね、住宅のような扱いになって、今、居住されてる方もいるということでしたので、そういった意味では、ちょっとなかなか別棟の建物になっちゃうかな。そうすると管内的に言うと、清里、津別が町で上物を。要するに公設ですね。公設民営化型ということで、最後の方におそらく、ですから昨年度の一番年度末ぐらいに交付金の期限というか、そういった部分があって、聞いている範囲ですけども、およそ3億7千万、建設費に投じて町が建設して、それなりの家賃をもらって、今度サツドラさんとツルハさんが運営していくというような状況かなというのがちょっとございまして、ちょっと額的に言うと非常に大きい額になるかなということがありまして、ちょっと最終的に確認というか探り合いの部分等もございまして、ニコットさんあたりでは結構ニコットさんの店舗の横に出店されている事例が多いようで、意外と地方に出てくるんじゃないのっていうようなちょっと意向もありまして、意向というか、そういうお話もちょっと聞いておるんです。今ちょっと様子見みたいなどころもあって、俗に言うテナントで入れるよということになると、例えばシティマートさんとか、ニコットさんの店舗についても、常呂のニコットさんあたりは、薬というか市販薬を置いている店舗もあるということもありますので、そういった意味では、すごく今の段階ではすごい広い範囲で見ながらやってるっていうとこなんで、そこはちょっとまだ固める段階には入ってないっていうところでご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 北見市には非常にドラッグストアが乱立しているぐらいありますね、たくさんね。そして最近ですが、留辺薬だとか津別町にもドラッグストアを誘致したという話を聞きますが、留辺薬も津別もいまいち売り上げが伸びてないという話も聞きます。そんな中で訓子府町にぜひ出店していただだけませんかと言ってもなかなか大変だと思うんですね。そんなに訓子府が規模の大きいそのドラッグストアがいるということではなくて、町民がある程度やっぱり買い物ができる。そこそこに日々の生活の足しになる用品があるというぐらいの店を誘致してほしいという要望でありますから、ニコットでもシティの一部でも借り上げて、そこに置いてもらって、町民に伝えていくというような方策がいいんじゃないかと思うんですが、今、町長が言っている今、模索して探っているところだというふうに聞きましたが、町民の生活1日たりとも止めることできません。いつ病気になるかわかりません。子どもたちも非常に特に風邪なんか流行ってまして、それからいろんな病気が、特に子どもの中で広がっているという中では、ドラッグストアは非常に大事な施設だと思っておりますので、ぜひとも町長が行くのと町民が行って何とか店出してほしいんですよというのと全然違うと思うんですね。ぜひ町の宣伝というか、町のために町長が直々に会社に来た。これは何とか訓子府に出さなきゃならんぞというぐらいのインパクトを与えるようなことで行ってもらいたいと思うんですが、これシティやニコットの社長と話した経過があるんでしょうね。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、町長としてきちんと行くべきだということをしていただきました。シティマートとニコットさんについては社長と直接お会いできました。ただ、ドラッグス

トア系のサツドラさん、ツルハさんは、逆に言うところちょっとアポは取ったんですけども、ちょっと今来られても困るんだというところもちょっとありまして、そういった意味では、この地域の開発担当をやられてる方とか、そういった方々がちょっと町の方に来られまして、そういった方とちょっと意見交換を僕のところ直接じゃないんですけども、うちの係のところ意見交換をしてるところです。そういった意味では、いろんな部分でちょっといろいろお聞きしていくと若い方は特にそうなんですけど、ちょっとドラッグストアって単なる薬だけではないというところがあって、化粧品があったり、今はもっともっと生鮮食品を置いたり、冷凍食品、飲料水含めてちょっと幅が広がってきてるっていうのがあって、多分若い方にお話を聞くと、単に薬だけではなくて、そういった部分というところも視野にあるみたいな、要望としてはね。そこまで叶えることができるかどうかという問題もありますので、そういったものは今後、当然議会とも十分、おそらく町費が出ていく可能性があるので、議会とも十分協議させていただきたいというふうに思っております。私がどこに出るのも構いませんのでどんどん出て要望はしてまいりたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） よろしくお話をしたいと思います。ドラッグストアに関しては完璧なドラッグストアが来てくれるのが一番いいわけですが、やはり今言われたように今のドラッグストアは何でも置いてますね。スーパー並に置いてて薬もあるという便利なドラッグストアが増えてますが、今、訓子府町民が本当に欲しがっているのは、そういう何でもかんでも揃うドラッグストアじゃなくて、必要最低限の医薬品でも日用品でも置いてあるようなドラッグストアが今欲しいんだという声が非常に多いわけですから、1日でも早く最低限のものがドラッグ用品が置いてあるような誘致をお願いをしたいというふうに思います。

次、3点目の置き雪について、再質問をしたいと思います。

問い合わせ件数も昨年から見ると増えたんだよということで報告がありましたが、これ始まりは高齢者世帯にということであったんですが、今年は75歳以上ということで、特に除雪のできない方、それからひとり親世帯ならびに障がい者、母子世帯に関しては明記がありませんがこころ辺の考え方をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 今、置き雪除雪について、障がい者等の明記がないということでした。

まず、基本的に置き雪除雪というのは高齢者対策として令和3年度から試行的に2年間やって今年から本格稼働するわけですけども、まず最初に、福祉の方であります間口除雪、そちらの方で障がい者等の方を玄関先まで、入口ではなく玄関先まで除雪してくれるという、そちらの方を先に審査していただいて、無理だったらうちの方で受け入れるというような体制でまず行ってますので、ある程度、高齢者のみの世代です。息子さん世代ですとか娘さん世代とか若い世代と一緒に同居してるところは対象外とさせていただいてもらって80歳以上ということでやらさせていただいている状況でございます。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 町ではですね、高齢者世帯置き雪除雪事業実施ということで、広

報に載せますねこれね。これを町民で読んでない高齢者世帯が結構あって、勘違いをしている世帯もあって、いや高齢者、75になったら大体どこも除雪あって、置き雪をどけてくれるんだというふうに勘違いしているお年寄りもいるということで、なぜお宅だけ除雪に来たんだいというお宅もあるという中では、周知がこれ徹底されてるのかなというふうに、そういう問い合わせのある方へはどのような説明をしているのかなというふうに思うわけですが、そういう問い合わせは町側に対してはないんでしょうかね。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 建設課の方で受付させていただいてますけども、そちらの方でそういった全員来ないのかどうか、そういう類の苦情ですとかその類の意見等々は、今までうちの方で受けたことはございません。

ただ、町内会の方も去年、一昨年から始まってますけども、町内会の会長さん方も交えて、昨年度であれば回覧板で回って、もう1回、広報以外でも周知していただいたりとか今年とかも対象者になるところには皆さん、役員さんですとか会長さんが出回ってそれで手続きしたりとか、そういうお手伝いもさせていただきながら、周知の方もあわせて行っている状況でございます。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 中でも、ひとり親世帯、それから母子世帯で除雪後帰ってきたら、入口のところに雪があってという世帯もあるようなので、そこら辺も勘違いされてる若い人たちもいるという中で、単純に除雪の問題なんですけど、排雪までしてくれるんじゃないかという町民の中にはいるんですね。間口を開けて、開けた雪を横に積んでいったわという町民の方もいる。それをやっぱり何とかそこまでは役場としてはできませんよと。入口入っていけるようにただどけているだけです。この寄せた雪はやはり自分たちで業者でも頼んでよけてくださいよというその案内がないからそういう問題が発生するのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 建設課長。

○建設課長（荒沢直樹君） 置き雪除雪やって実施されている申込者の方々のところには、まず私どもが現地確認して、そばに雪をどけられるかどうか、そちらの方を確認します。ただそのときにあくまでも排雪するわけではなく玄関先の雪は申込者が指定された場所に、許可を受けているところに捨てますよということでもまず説明させてもらってますので、排雪を行う行わないというのは、行うということはまず言ってませんし、聞かれた場合は、行いませんということはお答えしますという状況ですので、そこのところはうちの方では先に申し込みや、年度はじめのシーズン初めのときに、来られた方のところには説明してるような状況でございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっと今、除雪の置き雪の関係で、若干ちょっと答弁漏れというか、基本的にひとり親と母子世帯は、この事業の対象にはなっていないということなんですけども、それであるとは、荒沢課長言うとおりの高齢者の方には現地立会してやってるということなんですけども、そういった意味では、非常に広報だけでいいのかという問題も、何の事業をやっても同じなんですけども、やっぱり先週ちょっと町内会長会議の中でいろいろそういった議論をされて、やっぱり広報を読んでない。役場の文章って字面がすごく多くて、

見た瞬間、なかなか読まないんだというところはあるんですけども、そういった意味では、よく読んでもらえるようなレイアウト等も含めてやっていかなきゃならないなというふうに思っております。ただ全世帯にお知らせできるというのは、広報が唯一のものだということなんで、その他言えば人伝いに聞いてこられる部分が一番ピンとくるのかなっていうのは、確かにあると思うんですけども、それらも含めて、いろいろな方策を練っていききたいというふうに思っています。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 今、町長言われましたように、特にお年寄りに関しては、広報等は見えない。それから見ないし、理解不足もあるということだと思います。そして、置き雪に関しましては、町の広報誌にこういうふう書いてるわけですが、これを見えないということと、それから広報誌で置き雪除雪の方法というの書いてあるんですが、訓子府新報でもちゃんとこうやって記事として出してるんですね。微妙な言葉のずれがあって、どっちが本当のかなというような解釈のしよんによっては取れるようなことで町民としては迷うわけです。どっちが本当なんだろうかと。その中で、私は役場に地域担当職員という方がいるんですね。特に私らの実践会大きいですから2名ほどいるんですが、町の各町内会に担当職員の方がいようかと思いますが、特に地域担当職員、雪が降っても、除雪終わって、いやこれ置き雪大変だなという時期を見計らって、やっぱりお年寄りのとこにこうだよって来る。これはここだけ、入口を開けるだけだからねとかっていう説明はできないものかなって。こういう担当職員の方に出向いてもらってご説明したらすぐ解決するのかなというふうに思うわけですが、それはできないものではないでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 地域担当職員制度で75歳以上、独居ないし夫婦とも、ですから今、置き雪の担当のところは夏の暑いときは安否確認も含めて、冬は除雪の部分も、除雪が非常に雪が多いときとかはスコップを持って、自主的に家の前の除雪をやりに行ったりというところはございます。そういった意味では、何かの機会を設けて、そういったことをやることは可能かなというふうに思っています。別な案件も含めて、一緒に伝えていく。この置き雪の申請というか受付自体は冬の間通してやっていますので、その都度、受付というかですね、受付し実施をできるという状態になってますんで、それはちょっと他の案件も含めて考慮しながら配慮していきたいというふうに思います。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） よろしくお願いをいたしたいと思います。私、時間もう少しになりましたが、今回の私の一般質問は3点でしたので、今の置き雪の件で3件回答いただきました。どの件につきましても、買い物につきましても、ドラッグストアにつきましても、置き雪につきましても、町民が日々、これから特に冬期間になりますから、毎日大変な思いをすることによって町民の声だと思って受け取ってもらって、できることから、やっぱり1日でも早く解決していただけるような方策をとっていただきたいと思います。町長が変わったんで、どうなんだろうねという町民がいるんですが、やっぱり町民の声を聞き出すという町長の声だったんで、私はやってくれると思いますという答えしかできませんが、町長、その3点以外にも、町民がいろんな日々の生活に対して、もっと町がこうしてほしいんだよなという要望があるかと思いますが、今後ともやっぱりその町民の声に耳を傾

けてやってくれるかどうか町長にお聞きしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） そういう意味では、私も1丁目1番地は、特に行政が進めるものではない。だから自治って何っていうと、やっぱり住民の総意で進めていくというのは一番のことだと思っております。

そういった意味では、全ての声にどう耳を傾けるんだというのは、なかなか発していただける人と発していただけない人、聞きに回れるところと回れないところと非常に多く感じております。そういった意味では、さまざまな機会を通じて進めてまいりたい。特にこういった議会の議員の中で地域の声をまとめて、こういった意見を言ってもらえるというのは非常に私としても大事にしたいと思っておりますし、特に自治会、町内会、実践会含めて、そういった部分。なおかつちょっと夜間町長室はどちらかというと、産業系に今ちょっと固まっている状況もございまして、ちょっと先ほど議員言っているところでいくと物価高騰の問題とかさまざまな問題あるんで、非常に抱えているところが大きいということで、そういった部分がありますけれども、さまざまな出る機会も多いんで、さまざまな機会を通じて、より多くの声を聞いてより多くの住んでよかったと思えるようなまちづくりを目指していきたいなというふうに思っております。

○議長（山田日出夫君） 西森君。

○3番（西森信夫君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山田日出夫君） 3番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解き、会議を再開し、一般質問を継続します。

次は、2番、渡邊智大君の発言を許します。

渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 2番、渡邊です。通告書に従いまして町長に質問します。

公務員の定年延長に伴う今後の職員定数管理と新規採用について。

今年度から国家公務員・地方公務員の定年退職年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、本町の職員においても60歳以上の職員の働き方や新規採用人数などに変更が加えられることと思っております。

実績や経験のある職員がこれまでより長く行政事務に関わることにより安定した行政運営が期待できる一方で、新規採用職員数の減少や、職員の平均年齢の上昇により、新分野への対応力や体力仕事となる災害時の対応などが懸念されます。

一方で採用5年以内の若年の離職者も5年前と比較して増えており、数少ない採用者の中でいかにミスマッチを防ぎ、優秀な職員を採用するか、新たな対策も必要となってきます。

これらを踏まえて次の点について伺います。

1、今後の60歳以上の職員の勤務形態および新規職員(高卒・大卒・中途採用)の採用計

画は。

2、入庁希望者へのインターンシップ制度の導入や勤務内容の紹介ページの充実などにより、ミスマッチを防止する取り組みを行う考えは。

3、地方移住に関心のある人たちは、地域活動への関心が高い傾向があり（m i f ベーシック調査・三菱総合研究所2020年）地域活動の時間を確保できる職場環境の整備は地方公務員希望者への大きなアピールポイントになると考えられます。

また、地方自治体独自の特別休暇制度の新設について、柔軟性ある運用を行えるようにするのか今年度中に総務省が回答するとされています。総務省からの回答前ではありますが、前向きな回答がなされた場合、青年団活動や町内会活動など地域活動に従事するための特別休暇制度新設の考えは。

4、リクルート就職みらい研究所が昨年行った今春の就職が確定した学生への調査で「就職先を確定する際に最も決め手となった項目」の1位が「自らの成長が期待できる」15.9%、2位が「希望する地域で働ける」15.0%と続いており、ゼミや研究等、学校で学んできたことが生かせるという項目もここ2年で3.8%から6.4%と大きく増えています。自らの知識や経験を糧に、希望する地域で成長することを求めている傾向が見て取れます。異動希望調書の導入や、職員のキャリア形成に関する定期面談などを行い、職員の希望を把握し成長を実感できる職場づくりを進める考えは。

5、町長が来年度取り組むと明言している「地域課題や特定課題に柔軟に対応できる組織改編」の詳細と狙いは。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま、公務員の定年延長に伴う今後の職員定数管理と新規採用について5点のお尋ねをいただきましたのでお答えいたします。

まず1点目に「今後の60歳以上の職員の勤務形態および新規職員の採用計画は」とのお尋ねがございました。

今後の60歳以上の職員の勤務形態については、定年は65歳まで延長されますが、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持する目的により、60歳で管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる「役職定年制」により管理監督職に任命できなくなりますので、管理監督職以外の職へ人事異動されることとなります。異動後は、係長職級の職責を担い、職責に見合った職務に従事することとなります。新規採用にあたりましては、定年延長制度も含めた今後の職員数の推移や年齢構成、退職補充等を考慮しながら、今後10年程度は年1名以上の採用を継続したいと考えております。

2点目に「入庁希望者へのインターンシップ制度の導入や、勤務内容の紹介ページの充実などにより、ミスマッチを防止する取り組みを行う考えは」とのお尋ねがございました。

希望して公務員となってみたが「思っていた仕事と違った」という理由から、離職する若年層の職員については、本町ではそれほどケースとしては多くありませんが、全国的には課題の一つとなっており、若年層の労働意識の変化や、地方公務員の専門的業務の中身が知られていないことが原因として挙げられております。

現在の受験希望者は、特にSNS等により情報収集をしておりますので、ご質問にあるような、勤務内容の紹介ページ作成等も含め、SNSを活用した訓子府町の仕事の魅力を

含めた発信を検討し、受験希望者とのミスマッチ防止に努めてまいります。インターンシップにつきましては、現在も高校生の就職体験等で受け入れを実施しておりますが、個人情報保護の観点から一般事務の受け入れが非常に難しく、牧場や認定こども園などの現業部門での受け入れに限られているところがございますので、諸々の課題をクリアした後、実施に向けての検討を進めていきたいと考えております。

3点目に「地方自治体独自の特別休暇制度の新設について、総務省から前向きな回答がなされた場合、地域活動に従事するための特別休暇制度新設の考えは」とのお尋ねがございました。

地方公務員法に定める休暇制度については、原則、国の制度に準じております。地方自治体の裁量で独自の休暇制度を設けることは現在も可能とはなっており、総務省においても「国家公務員にない休暇を創設しても、直ちに地方公務員法には抵触しない」との解釈は示されております。

議員お尋ねの「地域貢献活動休暇」制度については、自治会や青年団活動など、地域の活性化や地域貢献活動に特化した特別休暇となっております。本町においては、町内会の庶務を務める職員が葬儀事務を行う際にのみ職務専念義務の免除により対応をしているところであります。地域貢献活動休暇制度の導入にあたっては、具体的な活動範囲や休暇日数を自治体が判断し導入することとなりますが「公務員は公務優先が原則で、安易に特別休暇を増やすべきではない」との考え方もございますので、総務省からの通知や近隣自治体の導入状況を考慮しながら、今後慎重に検討してまいります。

4点目に「異動希望調書の導入や、職員のキャリア形成に関する定期面談などを行い、職員の希望を把握し、成長を実感できる職場づくりを進める考えは」とのお尋ねがございました。

職員と管理職員の定期面談については、人事評価制度導入の際に必ず年3回対面方式で実施することとしており、その際、業務の進捗状況や健康状況、日頃の悩み等を聞いております。異動希望調書については、少ない職員数とポストの数に限りがあることから現在のところ導入する考えはございませんが、年3回の職員面談を活用し職員の希望の聞き取りなどしながら、自己形成が実感できる職場環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

5点目に「地域の課題や特定課題に柔軟に対応できる組織改編の詳細と狙いは」とのお尋ねがございました。

詳細につきましては、現在検討している段階でございますので、詳細が決まり次第、議員の皆さまにはお示しをしたいと考えております。

狙いとしたしましては、新たに社会問題化している課題や、町特有の課題に対し、担当部署があいまいであったり、複数課にまたがるようなケースに対して、新設を含む担当部署の明確化を行い課題解決に対応すること、施設の長寿命化など各課が抱える同系統の課題を一元管理し、専門職員が中・長期的計画を策定しながら、計画的に課題解決をする部分の創設、その他、行政運営のスリム化・効率化に対する対応する部門を設け、職員がより町民の声に直接応えることができる環境整備を実施し、誰一人取り残さないまちづくりに対応できる組織づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますよ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） はい、ありがとうございます。いくつか再質問させていただきます。

まず小項目一つ目の今後の60歳以上の職員の勤務形態についてですけれども、役職定年によって係長相当職の職責を担って従事するというものでしたけれども、今後、定年延長ということで今までの再任用とまた違った60歳以上の方の働き方になると思うんですけれども、今後定年延長になった部分に関して、これまでも再任用に60歳以上になった時点で再任用しないで退職されてという方も今までも多くいらっしやったかと思うんですけれども、今後こちら10年かけて制度変わってきますけれども、その辺りについて今後60歳で管理監督職からおりて働くということに対して、そうだったら退職するというような考えの方というか退職される職員が今後増える見通しか減る見通しか、もし見通しがあれば教えてもらえればなと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、いわゆる役降りの段階で退職を選択する方の見通しの関係でご質問いただきました。

具体的には、まだ希望をとっていない状況にありますけれども、来年3月に定年になられる方については在職を希望されてるというところでございます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） それでは、次の、また小項目一つ目ですけど、採用の計画の方についてで今後10年程度年1名以上の採用を継続していくということですが、来年の春には伊田新町長としてはじめて採用した方が入ってくるとは思うんですけれども、新町長として、こういった人材採用していきたいとかという狙いとか人物像とか、あと今後町長が採用した方がどんどん増えてきくと思うんですけれども、そういったときにこういった組織像にしたいというものがあればちょっと聞かせてください。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 私就任してから2回ほど、高卒部門と大卒部門の面接、採用試験に臨みました。そういった意味からいくと非常に今の段階で申し上げますと、ちょっといびつな部分がございます、特に高卒系でいくと、なかなか志望者が少ない。大卒系でいきますと俗に言ううちの町を希望されてきてる方は滑り止めに近い部分があるということでさまざまの部分ございますけれども、そういった意味では、公務員として町民の生活を支え、どう地域に貢献するかというところの部分を中心に、健康状態とかいろんな部分ありますけれども、本質的にはその部分の考え方をどうお持ちかなというところを中心に私は聞いております。ただ合議制ですんで、私1人で決めてるわけじゃないので、そういった意味では5人、6人の意見をまとめて、採用、内示、駄目だというところを判断してます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） それとあとまたこちらの回答のところには高卒、大卒、中途の人数等とかまでには言及なかったんですけれども、以前と比べて中途で入られる方が増えているのかなという実感はあるんですけれども今後特に中途の方採用に関して何か方針、増やしていくとか方針があるのかどうか少しお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 具体的に言いますと、高卒で足りない。大卒で足りない。次求めるのは何かっていうと新卒の場合は町村会の試験の流れがあるんでできるんですけども、それが1回、第2期で募集するのか、次は社会人に転換するのかということで、3年ぐらい前ですか、2回やってますか、その部分で入ってきた職員を見る限り、やっぱり社会人経験してるということは、基本的なマナーが出来上がってるということもありますので、そういった意味では、新卒も大事ですんで、新卒も見極めながら今年も既にちょっと中途退職者も出た部分がありますので、今年も社会人枠にちょっと何人かを予定しているところですよ。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） はい、ありがとうございます。

では次、小項目二つ目の方に移ります。二つ目のミスマッチについて、回答でもありましたけれども「思っていた職場と違う」というところで、離職が発生してしまうミスマッチですけど、本町では少ないということでしたけれども、ただ、インターンシップについては本町限らず一般論として、採る側には人材の見極め、就活生としては職場の雰囲気や事前に知る場として非常に役立っていて多くの企業や自治体で行われているところですけども、本町で行ってる訓子府高校生を対象にしたインターンシップについては、職業体験的な、高校生の社会体験としての意味合いも強かったりする中で、2日とか3日とか数日に及んで行われていますけれども、実際にリクルート就職みらい研究所というところの2025年卒業予定なんで再来年ですね。卒業予定の就活生を対象にした調査だと、参加したインターンシップなどのプログラムの日数については半日が56.9%、1日が28.2%ということで非常に短いインターンシップ組まれてる企業とか実際が多いのかなというのが印象です。その中でももちろん積極的にこういう人材が欲しいということで、長い時間実際に職場に来てもらって、すり合わせていってというところでは、日数長いインターンシップも非常に有効ではあると思うんですけども、実際に役場に関心を持ってもらうためには、そういった実際に学生が参加しているインターンシップも非常に短いものが多いので、1日とか半日の実際に仕事してもらうというよりは職場見学的に近いとは思いますが、そういったものを例えば就職活動が本格化する前の長期休暇の時期でこのあたりの地域の学生が帰省してるタイミングとかでイベント的に実施して訓子府町を就職先の一つとして、関心を持ってもらうことも一つではないかなと思うんですけど、そういったちょっとコンパクトなものも今後ぜひ検討していただける、インターンシップについて検討を進めていきたいということでしたので、そういった気軽に参加できるようなものぜひやってもらえればなと思うんですけど、そちらの方がいいでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） いろんな部分で、ちょっと今大学生部分でいきますと、先ほど2025年卒業のうんぬんというところありましたけども、実際は今はもう3年生の秋から就職活動始まってまして、人不足というか、働き手不足というのもあるんで、企業は困り込みをやってます。そういった意味では、前年の夏休みには、ほぼ固まっているというところもあるんで、公務側の採用というのは非常に遅いんです。そこを含めて、ちょっと今、大卒の採用試験というか1次試験を少し前倒しにしたいというような意向もあるんで

すけど、今、札幌でやってまして、先ほど言いましたけども、やっぱり第1志望は札幌近郊になっちゃうというところがあって、なかなかそういった意味では、札幌市自体もかなり最終的な合否は遅いということもありますので、そういった意味からいくと非常に専門職はやりやすいです。インターンシップって。保健師さんとか土木の技術系とか、そういうところってすごくやりやすいんですけど、一般事務というのは、いろいろな職種というか、いろいろなものに対して対応していかなきゃならないというところがあるので、先ほど言ったように議員言われる短時間でいくと見学程度かなというところていくと建物の関係とかね、周りの人間の部分とか、そういった部分が主になるかな。ただ今後はおそらくUターンというかですね、学生も含めて地元出身者にある程度ターゲットを絞らなきゃならないのかなというのはちょっと思ってます。

そういった意味では、インターンシップもう少し、1回目の回答のと通りの検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 本当になかなか本当に今、回答にもありましたとおり、本当に一般事務で実際に個人情報観点等もあって、なかなか簡単には受け入れできないと思うんですけども、半日とか1日とか、とりあえずはじめてみて、少しでも就活生、特に訓子府町に関心ある方と接点を持ち続けられるようにインターンシップもうまく活用してもらえればなと思います。

次に、また小項目の二つ目のところの紹介のページについてです。

2、3年ほど前に先輩職員の紹介ということでA4、1枚ほどの先輩職員のインタビュー形式のものがホームページ上に掲載されていますけれども、実際にこれまで就職活動、面接等をする中でこちらの紹介ページの方で反響があったというか、これを見て入ることを考えたということとか、そういった声聞いているかどうかを教えてください。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ホームページに載っている先輩職員の紹介を見てきたというようにお話だったと思いますけれども、合格をして、うちの職員になった者に聞いたところによりますと、やっぱりホームページでこの先輩職員の体験談ですとか、仕事の内容とかを読んで訓子府町を志望したというような意見を数件聞いております。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 本当に回答にもありましたけど、本当に最近の就活生、本当にインターネット上で、たくさん情報を得てますんで、こういったページ作ることが実際につながったということで、ただやっぱりどうしてもA4、1枚ほどの分量だとなかなか本当に知りたいところというか、不安に思っているところを完全に払拭するまではなかなかいかないと思うので、ぜひもう少し職場の雰囲気わかるように情報量増やしたり、あと先輩職員も今のところ2人が載ってる状況ですけど、もっとそこを増やしていったりというような考えありますか。

○議長（山田日出夫君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 情報自体もですね、ちょっと古くなってきておりますから、次年度に向けて今、職員係の方で新たに作成することで、体験談と、あと仕事の内容をもう少し詳しく内容を充実させていこうというふうに考えております。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） ぜひ先ほども若い職員、入った職員から実際見たという声あったと思うんで、そういった実際に見て就職決めた今の職員やられてる方に、こういった情報があった方がいいというところとか聞いてみて、情報整理して、より充実したものにしてもらえればと思います。

次に、最近の就活生が重視するポイントとして、テレワークも一つあって、実際に株式会社学情というところの、来年春卒業予定の就活生を対象にした調査では、出社かテレワークかどうか就活の際意識するかということで、意識する方が30.0、どちらかといえば意識するが35.1%という結果だったんですけども、現在、募集情報等にはテレワークのことは載せてはいないと思うんですけども、現状の訓子府町役場でのテレワークに関する端末の利用状況だったりとか、要綱の整備とか、そういった状況今のところどうなっているか教えてください。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今テレワークの関係でご質問いただきました。基本的な設備は整いました。今は要綱ではなくて一つの業務ごとに決裁をとりながらやっていくということが進めますけども、役場の仕事っていくと、僕が言うのは、後ほどDX等の話もありますけども、いかに事務的に効率化して、あとは町民とどう向き合うのということが一番大事な仕事なんで、なかなかそういった意味では、家でリモートでうんぬんというのは緊急事態なのか、感染症の発生とかそういった部分は別なんですけども、やっぱりなかなかちょっとやっぱり抵抗あります。

加えて、そういった意味では、通勤時間が1時間も2時間もかかるようなところから通ってる方もいないということもありますし、頑張っても10分ぐらいの範囲で通勤されますんで、そういった意味では、少し後ろ向きな感じであります。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 今、後ろ向きということでしたけれども、元々端末整備についてはコロナの関係で整備したところあると思いますけれども、今も訓子府町内インフルエンザ流行っていて、それで、インフルエンザも熱下がってから数日、出勤停止などがあると思うんで、そういったときなどに活用できる部分は少しずつ始めていって、今後また新型コロナウイルスみたいに大規模なものがあったとしてもテレワークしなきゃいけないとということがあったときに、0から始まる対応ではなくてしっかり対応できるように少しずつでも始めてもらえればと思います。

もう一つお伺いしたいんですけども、内定後の内定式について。先ほども就活が全体的に早くなってきているというところ、おっしゃってましたけれども、僕が就活したときは稀に見る遅い就活で、一般企業も僕が4回生のときからやっと内定が出せるというところで、後にも確か僕のときは後にも先にもない、すごい短期決戦のという、就活というふうに言われたんですけども、そんなときでもやっぱり、僕、訓子府町役場に最初入りましたけれども、採用が出たのが9月とか10月とかで、そこから実際に働き出すまで3月までであるという中で、特に僕は遠方にいたのもあったりというところで、やっぱりちょっと訓子府町役場に入るにあたって少し、半年あるんで、不安に思うところとかもあったりしたんですけど、これが今後さらに前倒ししていくと、もっとその期間が1年とか1年ちょ

っととあって伸びてくる可能性がある中で、そういった方たち、内定採用決まった人たちとの接点取る中でも、内定式は本当に実際に出た人たちからは評判は良いみたいで、これも株式会社学情というところの調査なんですけど、内定式に参加した学生の84.5%がリアルに勤務先の方と話す機会があると内定について判断するプラス材料になったっていうことで、回答していたりするんですけども、一つ、高卒の方だと地域住んでる方が多いと思うんですけども、大卒だったり、社会人で入られる方と一度、働き出す前に顔を合わせるということは、先ほど言ったミスマッチの部分でも、職場の雰囲気知るという点でも非常にプラスになるのかなと思うんですけども、そういったことを行う考えとかあるかというのを教えてください。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、内定式の話が出ております。俗に一般企業でいくと、囲い込みも含めてですね、やってるかなというんで、そういう意味では、ある程度、酒席を伴うような形でやってたなというのはちょっと思います。あわせて本町の部分でいくと確かに内定後、半年程度は両方とも不安定な状態なんですよね。われわれも向こうも、要するに内定出してても蹴れる。向こうも僕らから蹴ることもできるというところで不安定なのは実態としてはあると思います。そういった意味では、突然内定式まではなかなかいかないと思うんですけども、何か月か1回はちょっと連絡を取り合いながら、状況確認も含めて、やっていかなきゃならないかなというふうに思っています。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） ぜひ本当にその不安な気持ちからなかなか働き出すまでの部分でネガティブな気持ちになってしまう部分もあると思うので内定式という形じゃなくても、ぜひ連絡を密に取りながら意思の確認は進めていってもらえたらと思います。

次に、小項目三つ目の独自の特別休暇制度についてで、慎重に近隣の自治体の導入状況を考慮しながら慎重に検討ということでしたけれども、回答にもありましたとおり職専免での対応も今でも町内会のことだったり、回答にはありませんけれども、消防団の関係も一部、職専免で対応しているかと思うんですけども、ただ先ほど、先ほどというか通告書にも書きましたとおり地方移住に関心ある方はそういった地域の活動にも前向きな方が多いということで、通告書の中ではちょっとなかなか少なく、数字までは出せていなかったんですけども、地方移住に興味ある方は、ボランティア活動や地域活動に生きがいを感じるという方が全体が4.3%なのに対して地方移住に興味ある方は8.9%ということで顕著に高いところがあって、そういったところもアピール、地方に移住したい人にとって訓子府町役場が選ばれる上で一つのアピールポイントになるのかなと思うんですけども、現在ただその中で現在も職専免で対応しているところですけども、なかなか職専免との結構専門的な単語で、公務員関係の仕事している方じゃないとなかなか聞きなじみもないものだと思うので、そのあたりを、特別休暇制度として地域の活動も応援しているとか支えているとかっていうところを発信していく上で特別休暇制度として整理するのも一つの手かなと思うんですけども、あらためて慎重にということでしたけれども、その辺り、就活のアピール材料としての特別休暇制度についていかがですかね。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 地方移住の関係から含めて、そういったものもアピールになるん

じゃないかというところでした。

少し早いかなって感じもしています。そういった意味では、議員言われるところでいくと、移住を希望してる方の8.9%というところなんで、どちらかという地域の方のそういった地域活動の方を前面に出していった方が、さらに絞られてくるかなという感じはちょっとします。積極的にそこにはいかないかなと思いますけども、ちょっと総務省の出し方にもよるんです。これ自体にいくとやっぱり、今、第2創業とは言わないですけど、要するに公務員でも副業を持てる時代になりましたので、それはある程度の何て言うんですか、許可制度で、町長の許可を持って副業いけるよっていうところがありますんで、そういったものも含めて、いろいろな制度改正、国がやってきてるといいうのもあるんで、そんな部分も含めて、やっていくというのは当然なんですけども、ちょっと先走りはしたくないなというのがありますんで、ゆっくり慎重にやっていきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 規模も違いますけれども、鳥取県とかはもう特別休暇制度としての地域貢献活動の普及化というのも始まっていますんで、議決を受けてしまろうとしていますんで、なかなか積極的にとは言っていましたけれども副業も含めて、地域の活動は本当に公務員の役場の職員の皆さま、こういう小さい町ですから、地域の活動としても活躍されている方多くいらっしゃると思いますので、そういったところを後押しできるようにぜひいただければと思います。

それでは次、小項目四つ目についてです。異動希望調書については、考えていないというところ。キャリア面談については現在の人事評価制度の面談をしていくというところでしたけれども、ただ、人事評価面談の人事評価の方ですと、基本的には年度1年間の自分の目標であったり、課全体の目標であったり、それとあと健康状況と日頃の悩みを聞いているというところでしたけれども、通告書でも示しましたけれども、やはり若い人たちの成長と期待だったりキャリア形成というところを重視している人が多くて、背景としては、ブラック企業という言葉が数年来話題になって、そこから働き方改革の関連の法整備が進んで残業時間の削減だったり、休暇の促進が進んだ中で、今度は逆に成長、自分がこの働き先で成長できるのかというところから不安になって、その中で今回通告書に示したように、自分の成長に関して重視するという人が増えているというところですけども、大前提としてブラックな職場ではないというのが、の上で今後の自分のプラスの部分はどうやっていくかというところを若い世代に気にしているというところの話なんですけれども、異動希望は聞かないまでも、人事評価面談の中で職員の希望も聞きながらというところでしたけれども、先ほどもいいましたとおり、人事評価の方は本当に、あくまでその目の前の1年間についての話がメインだと思うので、実際に本当にキャリア形成というところから考えると、数年先、10年先といったところで、自分が今いる課からどう異動してどういうキャリアパスを描けるかというところを不安に思っている人も多くいると思いますし、そういうところで成長を期待できるところがこういうところで成長、自分ができるというふうになれば、職場としての雰囲気も変わってきたり、意識のところでもね、変わってくるとは思うんですけども、そういった今のところだと人事評価面談として、聞いていくというところでしたけれども、人事評価の中でぜひキャリアの話、5年10年先のことも話していいところはぜひとも明示したり、課長職側からそういった話を振ったりというところ

ろをやってってもらえればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 今、評価というか、キャリアアップも含めた中のご質問だったと思いますけども、基本的な考えでは、議員言われるところの人事評価の中にその項目って入れていくってことは可能かなというふうに思ってます。ただやっぱりなかなか議員が想定してる部分の中とうちの職場というのはやっぱりちょっとまだやっぱ遅れてるっていう部分があるんで、責任者から言うのもなんだけど、やっぱり公務ってややブラックに近い部分もやっぱり物によってはあるというところがある。そこってどういうふうに若手というか、新しく入った方々が理解してやっていくんだっていうところがあると思うんですよね。そういった意味では、結構、前例踏襲主義みたいのところってやっぱり公務の部分ではやっぱあるんで、そういったものをどう打破して若い力が本当のまちづくりに向かっているかということに導いていきたいというのは思ってますんでね。言われる部分も含めて、ぜひ参考にしながら、そういった部分に向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 今回の今年の7月の人事異動で若い係長も多く活用しましたけれども、やはり成長ももちろんそうですし、しっかり働いていれば、見てもらえて評価されて昇進につながっていくということを実感するためにも、やはり目の前の1年の話だけではなくて、しっかり数年先の自分のキャリアについて一緒に考える場として今後していただければなと思います。

また今後、先ほどありましたように、就活が早期化してくると、退職の意思を早めに確認しないとなかなか採用の方でもたついてしまう部分もあると思うので、キャリアの相談含めれば、そういった話も出てくるかと思うので、ここ1年の話だけじゃなくて、先のことも見据えた話をできる場をぜひ設けてもらえればなと思います。

小項目五つ目入る前に全体通してなんですけれども、優秀な人材獲得していく上では、就職フェアみたいなものに、都市圏の、札幌圏だったり、首都圏だったりのものに出ていって就活生にアピールするというのも一つ大きなポイントになるんじゃないかなと思います。実際に私が就活したとき関西の大学でしたけれども、こういった北海道の地方に就職したいって言っても、うちの大学のキャリアセンターだとそういう小さい自治体に行った実績が少ないということで対応してくれなかったりというところで、自分から情報を取りに行かなければいけなくてなかなか大変な思いもしたんですけども、そういった中でやはりそういった多くの就活生の目に触れる就活フェアというところに一般職の募集として出ていくこと、今でも移住フェア等で東京圏とかの方には出ていってますけど、同じように一般職の採用についてもいろんな多くの人に触れる場でアピールしていくことも、リアルの場でアピールしていくことも、一般職員ならず地域おこし協力隊の募集とか、そういったところもパッケージで訓子府町で働く、訓子府町役場で働くという点でアピールするのも一つポイントになるんじゃないかなと思うんですけども、就活フェア等に出展する考え、いかがでしょう。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） そういう意味では、なかなか自治体でそういう部分でやっているとかが実際はないかなということがあります。

今、北海道開発局とかそういった部分では、特に土木系の技術者が少ないということもあって、各大学に説明会に入るところが、議員が言ってるところのキャリアセンター的な部分って各大学にあって、200社ぐらい集まって説明会やるようなところがあって、そういうこと言い出していくとマイナビに載せなきゃならないみたいなのところも含めてありますんで、そういう時代にいつなるのかなというのはちょっとありますけど、現段階では今の部分でいってみたいかなというふうに思います。ただ、先ほど言ってた移住フェアのところでもちょっといろいろ声掛けをしたような、地域おこしの他に社会人枠も含めた部分もあるように聞いてますんで、そういった意味では、機会あるごとにそういった訓子府町への活動はしていかなきゃならないかなというふうに思ってます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） はいありがとうございます。今、開発局の方では大学に出向いてという話もありましたけれども、役場に新しく入られた方とかの各大学のキャリアセンターとかだと、本当に実際に就職してみても生のOB・OGの声というのは聞きたいところ多いと思うので、就活フェアのみならず、移住フェアのみならず、そういった大学のつながりとかも大事にしながらそういったところでのアピールもぜひしてもらえればと思います。

最後に、小項目五つ目の地域の課題や特定課題に柔軟に対応できる組織改編についてですけれども、まだ検討中ということでしたけれども、ただ回答聞いていた限り、通常の組織改編とどう違うのかなというのが少しわかりにくかったので、通常の組織改編とは違って、こういうところを狙っていくところ、町長の狙い、もう少し聞かせてもらえればと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） 議員言われてる通常の組織改編という部分でいけば、まさしくそのとおりでございます。ただ、言ってるのは今の組織形態って30年前に形成された部分でございますので、そういった意味では、いろいろ新しい課題というのは広い分野で出てきているというのがあって、そこってA課とB課、C課までまたがっちゃうとなかなか対応できないということがあって、そういった部分をどう組織として、どこがやって、どういうふうにやっていくかというところをやっていきたいというので、なかなかやっぱり横のつながりってなかなか小さいけども難しいところもあるんで、そういった意味では、特に新しい仕事、脱炭素なんて言ったら、今まで何も考えられてないところがあって、環境分野だよねと言ったら、環境でゴミ処理の関係、環境分野でやってるんで、そういった意味では、本当のそういった部署的な部分も含めてやっていかなきゃならないなと思ってますんで、まだ検討中でございます。

○議長（山田日出夫君） 渡邊君。

○2番（渡邊智大君） 組織改編含めて役場の職員の方たち、優秀な人材集まって今後も安心して長く働ける職場づくり、つくっていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山田日出夫君） ここで3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時 5分

○議長（山田日出夫君） 休憩を解き、会議を再開し、一般質問を継続いたします。

次は、11番、北川克良君の発言を許します。

北川君。

○11番（北川克良君） 11番、北川です。通告書に基づき質問します。

認知症について町の取り組みは。

令和5年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立しました。国と地方自治体の責務として、基本理念にのっとりた施策の策定実施をし、国には施策推進基本計画の策定が義務付けられており、市町村は、国および都道府県が策定した基本計画をもとに、当該市町村の実績に即した認知症施策基本計画を策定するよう努めなければならないことになっています。

そこで、次の点について伺います。

1、認知症を巡る偏見や誤解は、いまだに社会の中に少なからずあります。認知症への理解に関する現状と取り組みは。

2、認知症の人に対する支援だけでなく、その家族などに対する支援は。

3、認知症の予防に関する取り組みは。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「認知症基本法」の成立に伴う町の認知症についての取り組みについて、3点のお尋ねがありましたのでお答えします。

町では国の認知症施策推進大綱に基づいて、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定し、認知症対策推進の取り組みを行っております。

1点目に「認知症を巡る偏見や誤解はいまだに社会の中に少なからずあります。認知症への理解に関する現状と取り組みは」とのお尋ねがございました。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっていますが、一方で認知症に対する誤解などで、本人や家族がつらい思いをしたり、閉じこもりがちになる場合もございます。

町では、認知症高齢者見守り事業として、平成18年10月に地域包括支援センター開設後、平成19年度より認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症を早期に発見し、速やかに対応できるよう、介護者を含め、地域住民への正しい理解の普及啓発のため、地域住民や高齢者、認知症高齢者と関わる機会が多いと思われる町内の事業者に対し、認知症サポーター養成講座を行っています。

また、子ども向けの養成講座を令和3年度から中学1年生、令和4年度からは小学6年生を対象に福祉や総合の授業で「認知症を知ろう」をテーマに行っています。お年寄りのイメージや認知症になったらどんなことが起こるのか、どんなことに困るのか、サポーターとしてできることなど、児童・生徒と話し合い、接し方などを学びます。

また毎年9月は、世界アルツハイマー月間、9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ、認知症について、よりよく知るためのロビー展を町公民館で開催しております。

2点目に「認知症の人に対する支援だけでなく、その家族などに対する支援は」とのお尋ねがございました。

町では、認知症総合支援事業として認知症が疑われる人、認知症の症状の悪化が見られる人や家族に対し、北見赤十字病院認知症サポート医の指導のもと、認知症看護認定看護師、地域包括支援センターの保健師等がチームで訪問支援を行う認知症初期集中支援チーム事業を行っております。

また、認知症の人や家族が相談できる場所の一つとして認知症カフェ「みんなのカフェかなえーる」を月に1回、庁舎内の喫茶たんぼぼで開催をしております。

認知症の人を含めた住民の集いの場、介護や認知症の相談の場を設けることで、認知症に関する悩みを打ち明けたり、追い詰められることがないように支援を行っております。

町内の介護事業所の職員の参加や北見赤十字病院の認知症看護認定看護師による個別相談の場を設けることで、新規に利用される人も増えています。

令和6年度からの第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けて、3月に実施した在宅介護実態調査では、主な介護者は「子ども」「配偶者」で介護を受けている人の高齢化により、介護者の年齢も60代が3割、70代以上が3割とシニア世代が多くなっています。

また、介護者が今後不安に感じている介護の内容では、排泄や入浴介助、認知症の対応が上位を占めていました。

在宅での対応が難しい場合については、認知症高齢者グループホームなどの施設サービスを利用しながら、認知症の人や家族も安心して暮らせるよう支援をしています。

3点目に「認知症の予防に関する取り組みは」とのお尋ねがございました。

町では高齢者の介護予防事業として、いきいき百歳体操の普及、老人クラブ等での運動や食事、口のケアのフレイル予防や認知症予防の講話など健康教育を行っております。

生活習慣病の予防や健康管理はもちろんですが、高齢者の社会参加は社会孤立を防ぎ、高齢者の生きがいにつながります。

誰かに必要とされることや、出かけて人と話をすることは、何より介護予防や認知症予防になることから、高齢者が人とのつながりを持ち続けられるよう「若がえり学級」や各種サークル活動など社会教育課で行っている活動の場の提供などが今後ますます重要となってきます。

高齢者が認知症について正しい知識を持ち、自ら介護予防、認知症予防に取り組めるよう、高齢者に関わる関係機関が連携して、今後の高齢化時代に向けて各種施策事業に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お尋ねがありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 2030年ぐらいになると5人に1人が認知症患者になるんじゃないかということが言われてるんですけども、例えば、自分は今65歳なんですけども、私も認知症にかかる確率というのがすごく高いわけなんです。そして何て言うんでしょう、1番の問いなんですけども、認知症を巡る偏見や誤解とかそういうのがあって、例えば私が発症した場合に、何て言うんでしょう、まわりの人にどのように伝えていくのが例えば理想的なのかというのをお答えできればと。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） どのように周りの方に認知症であることを伝えていったら良いかということなんですけれども、なかなか若年性の認知症も含めて最近では認知症になった方が自ら自分が認知症であることを宣言してというか、やはり住みやすい理解をということを訴える方が多くなってきてはいるんですけれども、なかなかそこはまだ認知症に対する十分な理解とか配慮とかというところはまだ進んでいない部分もあるかなと思うんですよね。そういうように認知症という理解が深まれば自分が認知症であるということ伝えることでいろいろな配慮が深まっていくとは思いますが、いろいろな偏見とかに関しては、例えば、お店に行ったときに、高齢者であればお金を払わないで、たまたま分からなくて商品を持って出てしまったら、認知症とわからず、そういうような対応、警察を呼ばれたりとか、そういうような偏見とかもまだそれは理解が深まっていないために起こってることだと思うんですけれども、やはり、どのように、自分が認知症であるからこういうところに配慮してほしいとか、やはりそういうのが認知症の方自身が言えるような、なんか雰囲気になれば良いかなとは思いますが、そのために町ではいろいろなサポーターさんを養成しながら、認知症に対する理解を深めていきたいとは思っているところです。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 今年にこの法律が成立しまして、また来年ぐらいに施行になると思うんですけれども、そのような取り組みをぜひしていただきたいと思います。

次、重ねて、この関連する質問なんですけれども、自分のことばかりで申し訳ないんですけども、例えば自分が運転免許を返納をしなきゃならないという場合になった場合、今75歳以上のタクシー券は、認知症になった場合に、まだ75歳以下なんですけれども該当はするのでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 高齢者ハイヤーにつきましては75歳以上という年齢を切ったの制度となつてございますので認知症等の関係は今のところ制度としてはつながっておりません。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 車の免許を返納するわけですから、やはりその制度もその人に対して使えるようにしていただけないでしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） まずもって、おそらく、免許返納の部分でいくと、個人的に言ったら怒られますけど、先ほどの質問にもありましたけど、身体障害の方については燃料かタクシー券ということで制度的にはあります。現在のところではいくと75歳以下で免許返納された方については、基本的には制度の部分でいくと今のところはないというところでございます。

そういった意味では、どのぐらいの声が上がってくるかということも含めて、少し検討段階まではちょっと入ったんですけども、非常に75以下の返納者というのは少ないというのが実態としてありますので、そういった意味では、レアケースまで対応できるかというのはなかなかちょっと難しいかなということがあって、ちょっとまだ制度化にはふん切られてないというのが今の現状でございます。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） せっかく法律もできたことですし、やはり共生社会をつくるという法律なので、ぜひとも進めてほしいと思います。

それで次、2番目の方に行きたいと思います。

「家族に対する支援は」のことで、かなえーるの件があったんですけども、月1回やっているという話だったんですけども、昨日ちょっとインターネットでかなえーるのチラシ見たんですけども、裏に日程と書いてあるんですけども、これが2020年3月4日で止まってるんです。多分これはコロナのせいで、それから多分しばらくは活動はなかったんでないかなとは予想されるんですけども、今の状態、やっていると聞いたんですけど、今現状をちょっとお伝えください。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 認知症カフェかなえーるの開催状況なんですけれども、ちょっとそこのチラシの方がその後更新されていないということだと思うんですけども、令和3年度はコロナ禍の中でもあったんですけども、年9回開催されておりますし、令和4年度につきましては年13回、今年度は9回というかの開催になっております。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 認知症の人が行方不明になった場合の見守る地域の取り組みはどのようになっているかお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 認知症の方が徘徊はいかいになったときに、その捜索に関して町でどのように対応しているかというご質問だと思いますが、町では認知症高齢者等のSOSネットワークというものを立ち上げまして、町内の介護の事業者と、あと商工会、あといろんな事業所、郵便局、銀行、警察、消防等の構成員で行ってるんですけども、その中で、日中に認知症高齢者の徘徊と思われるような方がもし歩いていたときには業務で見かけたときに町の方にまずそういう方が歩いているようだというような情報をもたらしたりとか、事前にうちの家族が認知症で徘徊の恐れのあるっていう方は事前にこのSOSネットワークの方に登録をさせていただいて、どんな普段、背格好もそうだし、あの特徴とか、どういうところを歩いたりしてるという情報をまず町に登録、顔写真もいよいよって言っていただければ、そのような登録をさせていただいて、その方が行方不明になったということが警察なりに連絡が入ったときに、町としてその情報をこのネットワークの協力機関に情報を流して、このような方が今、町で徘徊していなくなりましたという情報で、その事業所の方々が日々の業務の中でちょっとわざわざ集まって検索するということではないんですけども、そういう方が見かけたらFAXで町の方に情報をいただいて、検索をしていく手がかりにつなげていくというように、そういうようなネットワークが町ではできていますし、毎年、年に1回、このネットワーク会議をしまして、再度どのようにこういう事態が起きたときには動くかという、特にシミュレーションというところまではやってないんですけども、連絡方法の確認だったりとか、この会議の持つ目的、趣旨等については確認しているところです。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） またちょっと前に戻るんですけども、一番目のやつで子ども向

けの養成講座をしたということなんですけども、これの反応というか、それが分かればお聞かせください。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 令和3年度から中学生、令和4年度から小学校6年生を対象にうちの包括支援センターの保健師がその認知症サポーター養成講座で行っているんですけども、その中でお年寄りのイメージとか認知症になったらどんなことが起こるんだろうとか、あと、認知症サポーターとしてできることについて、主にみんなで話し合おうんですけども、そのときの一部の感想というか出た意見をご紹介させていただきたいと思います。お年寄りのイメージとしては「知識がいっぱいある」とか「散歩している人」「優しい」あと「腰が曲がっている」「入れ歯」「全てがゆっくり」「フラフラしている」「耳が遠い」「車椅子」「たまに何を言ってるかわからなくなる」とか、そういうようなお年寄りに対するイメージを持っているようで、認知症になったらどんなことが起こるんでしょうかっていうところでは「名前を忘れる」とか「物忘れが激しい」「新しい記憶が入っていかない」あと「食べちゃいけないものを食べる」「字が書けなくなる」とか「同じことを何回もする」「物を置いた場所を忘れる」「何をしているか忘れる」というような認知症になったらそんなことが起こるんじゃないかというふうに子どもたちは思っているというか学習したというところですよ。

あとサポーターとしてできることは何だろうというところの気づきのところでは「心を傷つけないように助ける」とか「相手を気遣うとか」「家族にも教えたい」「不安にさせないで優しく接する」「相手を理解する」「何に困っているかを聞く」というような意見が出てるので、やはりこの年代のうちから、やはり認知症ということを正しく理解していただくには、すごく効果的な養成講座かなと思っております。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 今話を聞いて安心したというか、こういうことをやっぱりみんなに理解するような活動をしていきたいし、してほしいなと思いました。

次、3番目の「認知症の予防に関する取り組みは」の件なんですけども、調べたところによると、予防するのは40%ぐらいしか何かその予防ができなくて、あとはやっぱり運というか、というようなことだったんですけども、なんていうかね、ちょっと話はそれるんですけども、この認知症の薬を調べていたら「ガランタミン」という薬を見つけて、その「ガランタミン」というのが、自分このポリオを発症したときに、その後の治療薬で神経か何かかな、その治療薬で多分ソビエトの方から輸入されていて、うちの親がちょっと高かったんですけども使ってくれて、現在このようにちょっと動けるようになったという何かそれでちょっと調べてるうちに驚いたんです。そういうわけで、60年前の薬が今も治療薬として、別な形で使われてるんだなと思ってちょっと驚いたんですけども、予防じゃないんですけども、共生社会の取り組んでいく中で、やっぱり薬というのが、とても何か希望、希望というかになると思うんです。それで現在のその薬というか、新薬も何かできたという話なんですけども、ちょっと何か希望的な観測で薬について何か知ってることがありましたら教えてほしいんですけど。

○議長（山田日出夫君） 認知症の予防と薬の関係について。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（関口好子君） 申し訳ありません。情報としてはいろいろと日々、毎日のニュースとかで新薬が出てきているとか、効果があるとかという情報は得ているんですけども、具体的な商品名とかも、どのような使われ方というか、されてるかというところはまだちょっと情報不足というか調べていられてないんですけども、やはりこの認知症のこの基本法の中にも、やはり、認知症の、そういう薬の開発とか、そういうところは国が力を入れて取り組むというふうになっていて、町としては、そういう国の調査や研究自体に協力するということが、この基本法の中にも基本政策の中に入っていますので、そういうところでは国のそういう方針に基づいて町として協力はしていくし、もうちょっと情報を集めながら、そういうようなことを皆さんに希望が持ってもらえるような正しい情報を調べていきたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ちょっと介護者の家族の立場でちょっと立場変えてあれなんですけども、基本的にはドクターには認知症は良くなりません。これ以上悪くならないように薬を出します。先ほど言われた僕も名前は分かりませんが、アルツハイマーの初期にしか使えません。いろいろな何か認知症の種類があって、今の新薬というのはアルツハイマー初期にしか効果を発揮しないということは言われてる。あの報道ですけど、言われてる状況みたいです。

いずれにしても今後、共生社会に向かって、議員さつきおっしゃられるとおり、なかなかそういった社会ってなかなかじっくりゆっくりとしか成長していかないかなと思うんですけども、やっぱり小中学生、1学年ずつですけども、そういった教育をやることによって、彼らが地域に帰ったときに、そういった部分が徐々にではありますけど、広がってほしい。そして最終的な共生社会になってほしいなというのは思いであります。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 今、町長がおっしゃられたことを質問しようと思ったんですけども答えられたんで、次の項目に移りたいと思います。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律の問題点は。

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。

この法律が悪意のある人に利用された場合、女性や子どもの安全が守れないのではないかと思うことから、次の点について伺います。

1、最近「心は女性なのに、なぜ女湯に入っちゃいけないのか」と主張した女装男性が逮捕されました。町の公衆浴場に、自称女性の女装男性が女湯に入っているのを見かけた場合の町の対応は。

2、公共のトイレ、または更衣室で女性を自称する男性を見て、苦情を申し出たとき、理解を進めると、悪意のある人に利用される可能性があります。その場合、女性や子どもに危険が及ぶのではと思うが、町の考えは。

○議長（山田日出夫君） 町長。

○町長（伊田 彰君） ただいま「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の問題点」について、2点のお尋ねがございました

のでお答えいたします。

まずは基本的な考え方をご説明いたしますが、議員が言われるとおりの本年6月に「性的指向及びジェンダー・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆる「LGBT理解増進法」が施行され、多様性に寛容な社会の実現に向けた気運が高まっている中、一方では、同法の施行により、一部の国会議員や女性団体などから「公衆の浴場やトイレにおける女性スペースの安全が守れなくなるのでは」といった不安の声が上がっていることは私も承知しているところでございます。

しかしながら、同法では「全ての国民が安心して生活することができるよう留意するもの」と規定されており、当事者のみならず周囲の人も含め、双方の権利を守れるような対応が求められていると考えております。

さて、一点目に「町の公衆浴場において自称女性の女装男性が女湯に入っているのを見かけた場合の町の対応は」とのお尋ねがございました。

本町の温泉保養センターにつきましては厚生労働省が作成した「公衆浴場における衛生等管理要領」に準じて管理運営を行っています。その要領にある「おおむね7歳以上の男女を混浴をさせないこと」という規定を遵守してきました。

この度、LGBT理解増進法が施行されたことを受けまして、厚生労働省から同日付けで、全国の自治体にあてて、公衆浴場ではこれまでどおり「身体的特徴」で男女を判断し、混浴させないことを確認する通知が出されました。それは法律施行の前後で取り扱いに変更が生じないことを改めて周知するものであります。

したがって、お尋ねのありましたように、自称女性の女装男性が女湯に入っているのを見かけた場合につきましては、身体的特徴で男女を判断し、退出させる対応をとることとなります。

2点目に「公共のトイレまたは更衣室で女性を自称する男性を見て、苦情を申し出たときに、悪意のある人により女性や子どもに危険が及ぶのではと思うが町の考えは」とのお尋ねがございました。

この件につきましては、参考となる裁判の判例が出ております。戸籍上は男性であるものの、女性として生活する性同一性障害の経済産業省職員が庁舎内の女性トイレの使用を不当に制限されたとして、国に制限の撤廃を求めた訴訟で最高裁は国の対応を違法だとする判決を言い渡しました。しかしながら最高裁判所判事の1人は「判決は不特定多数が使用する公共施設について触れるものではない」と補足意見を述べておりまして、判決は原告とその職場について論じており、公共的な施設のトイレまで拡大して解釈するべきではないという意見が付されたものと判断できます。

また、公共的なトイレや更衣室において、女性を自称する悪意のある男性が女性スペースに侵入することは許されないという考えのもと、女性や子どもに危険が及ばないよう施設の安全管理に努めていきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点につきまして、お答えいたしましたのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） 自分としては満足のいける回答をいただいたと思います。

この法律できたことによって、勘違いする人が出てきたというのが現実なんですよ。

それでこの犯罪が起きるんじゃないかと思って、自分はこの質問をしたんですけども、その背景というのは、都会では防犯カメラが多くなって、それによって性犯罪がかなり減っているという何かそういう情報もあります。それで、その反面、防犯カメラがない地方では増えているという傾向にあると聞いてます。そこで心配したのがこの法律の解釈の間違った人のあれだったので、この回答はとても自分としては満足できました。

そこで、前日も谷口議員が防犯カメラの設置を言ったと思うんですけども、やはりこういうような犯罪起きるのは、やはり結構防犯カメラが抑制というか、役立つと聞いているので、増やすような考えはないでしょうか。

○議長（山田日出夫君） 町民課長。

○町民課長（山田英知君） ただいま、LGBTの関連での犯罪などの抑止のために防犯カメラを増やす考えはないのかというご質問いただきました。

防犯カメラの設置につきましては、現在、町内に3か所設置しておりまして、小学生を中心に通学路の見守りを目的に設置しておりまして、今後、中学生や高校生の通学路につきましても、防犯カメラを設置することにより見守るところを今検討しているところなんですけども、まずは子どもたちの安全を守るという観点で設置計画を考えておりまして、現時点では他の用途での設置というところはまだ検討には入っていないところなんですけども、今後そういった犯罪の状況ですとか、そういったところを注視しながら検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 北川君。

○11番（北川克良君） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田日出夫君） 11番、北川克良君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（山田日出夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度として散会したいと思いますますが、よろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日は引き続き一般質問を継続いたしますので、定刻までにお集りください。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 3時47分